

児童発達支援事業所 りんごのき

事業継続計画

令和4年1月31日 作成

事業継続基本計画書

1 目的

本計画は、大規模災害の発生において、本園の利用者（児童、保護者、関係者）及び職員の命を守ることを最優先事項とし、次に施設の状況確認後速やかに保育の継続又は早期再開することを目的とする。

2 基本方針

(1) 適用範囲

本計画書は、りんごのきに対して適用する。

(2) 基本方針

- ・ 人命の安全（利用者及び職員等）
利用者及び職員とその家族および関係者の安全確保を最優先する。
- ・ 社会的な責任
災害時緊急事態の発生時においても社会的に必要とされる療育サービスの提供を目指す。
- ・ 事業の経営維持
療育サービス提供責任を果たし、従業員の雇用を守る。
- ・ 二次災害の防止
火災・爆発等二次災害の発生を防止し、地域への被害拡大を防ぐ。

3 災害時役割分担

災害（自身・大雨・洪水・台風・津波・火災・土砂など）発生時の役割

主な役割	役職
災害状況確認（PC・スマートフォン等で情報収集）	管理者
施設の被害状況確認（施設内外、1階の状況確認）	管理者
保育継続、避難所へ避難、休所、閉所の判断と連絡	管理者
障がい福祉課へ被災状況の報告	管理者
職員への避難指示	代表
児童・職員の避難誘導、確認	代表
児童・職員の被災状況、人数確認	代表
管理者への状況報告	代表
児童の安全確保	全職員

4 災害発生時の行動

(1) 療育中に地震（津波）が発生（震度5弱以上）

(ア) 揺れを感じた瞬間に児童を安全な場所に誘導し、各部屋の入り口を開け避難経路を確保しながら、揺れが収まるまで頭を両手で抱える防御態勢をとるよう指示する。その際、頭上から物が落ちてこないか周囲の状況を確認しながら、児童がパニックにならないよう落ち着いた言動で声がけを行う。

(イ) 揺れが収まったら指示に従って、玄関前に集まり人数を確認する。余震に十分気を配る。

※散歩中だった場合→職員の判断で安全な場所に避難し人数確認する。揺れが収まったら事業所に電話で状況報告し（つながらない場合は次のフェーズへ移行）、道路の亀裂や頭上の落下物に注意を払い安全を確保しながら帰所し、人数確認・報告をする。

(ウ) 管理者は津波発生の確認を行い、発生する場合は避難場所へ避難するよう判断すると同時に、地震による火災が起きてないか確認し、火災が起きた場合は消防へ通報し、各避難場所へ避難する。

(エ) 管理者は被害を確認し、療育の継続か保護者に迎えを依頼するか判断する。

(オ) 余震を警戒し安全な部屋で待機し、二次災害が起きないように備える。

- (カ) 保護者が迎えに来るまで児童の安全を確保して待機する。帰宅困難な状況になり連絡が繋がらない児童に関しても迎えが来るまで待機する。その際迎えが来るまで待機する職員と帰宅する職員の判断を管理者が行う。
- (キ) 翌日の療育については、事業所の状況を見て判断し保護者へ連絡する。連絡がつかない場合は玄関に貼紙で内容を知らせる。(休所の場合は障がい福祉課へ連絡する)
 - ・施設の被害が少なく、電気・水道のライフラインが活着ている場合は通常療育
 - ・施設の被害は少ないが、電気使用不可→日中療育のため通常療育
 - ・施設の被害は少ないが、水道使用不可→トイレが使用不可のため水道が復旧するまで休所
 - ・施設の被害が大きく、ライフラインが全滅→療育が可能になるまで休所
- (ク) 療育の再開は各保護者へ連絡し、障がい福祉課にも再開の状況を伝える。
- (ケ) 震度5弱未満の場合は、津波速報や周囲の状況を確認し必要に応じた行動をとる。

(2) 療育中に火災が発生

- (ア) 火元を特定し、園内の場合は火元の反対側から速やかに玄関前に避難させる。同時に消防署に通報する。地震後の火災の場合は避難経路が通れなかったり落下物があったりするので安全を確保して避難する。
- (イ) 消火器で初期消火ができる場合は速やかに消化する。火の勢いが強い場合は無理せずドアを閉めて避難する。
- (ウ) 消火の有無にかかわらず、消防隊が到着するまで事業所内へは戻らない。
- (エ) LINEにて保護者へ避難状況・避難場所を説明し、迎えを依頼する。

(3) 療育中に大型台風・竜巻・大雨・大雪が発生

- (ア) あらかじめ大型台風や大雨の予想ができる場合は、休所する。
- (イ) 児童を窓ガラスから離れた場所に移動させ、防御態勢をとる。
- (ウ) 管理者は天気予報を確認し、保護者へ迎えを依頼する。迎え中の道路の冠水、増水、地滑り、強風、積雪など安全を確認してから迎えに来てもらう。
- (エ) 帰宅困難により迎えが来ない児童は、迎えが来るまで事業所で待機する。

(4) 療育中に津波・河川の氾濫が発生

- (ア) 災害情報を常に確認し、警戒レベル3になった時点で保護者へ迎えの依頼をする。
- (イ) 事業所内への土砂災害のリスクはなく、浸水した場合は2階へ避難し、子供たちが安心できる雰囲気づくりをしながら、迎えが来るまで待機する。

(ウ) LINEにて保護者へ避難状況・避難場所を説明し、迎えを依頼する。

(5) 療育中にJアラートが発生

(ア) 玄関前へ避難し、窓から離れた位置で低い姿勢になり、頭を抱えて防御態勢をとる。

(イ) 散歩中の場合は近くの頑丈な建物の中に避難する。人がいる建物の場合は事業所名を伝え避難することの了承を得る。

(ウ) 散歩中で近くに建物がない場合は、物がげに隠れるか地面に伏せて頭を抱えて防御態勢をとる。

(エ) 上記(イ)(ウ)については、安全を確認したら、速やかに事業所に電話し状況を伝える。

※児童を送迎し事業所に来所した場合、保護者への迎えを依頼した際は、通園している子ども園、幼稚園、保育園へその旨を連絡する。

5 新型インフルエンザ等感染症発生時の行動

新型インフルエンザ等の感染者が発生した場合は、以下の対応を実施する。

(1) 情報収集

保健所・厚生労働省・外務省・国立感染症研究所・インターネット・テレビ・新聞等
サーベイランスシステムの活用

(2) 公衆衛生対策

手洗い・うがいの実施、換気、マスク着用

(3) 感染機会の低減

研修等の出張の一時停止

不要な外出の自粛

(4) 感染者および濃厚接触者への対応の相談と処置

倉敷市保健所への報告、相談

感染者の隔離、来所の一時停止

6 感染症流行時の感染防止に向けた取り組み

(1) 最新情報の収集

感染状況、政府や自治体の動向等を把握する。

(2) 基本的な感染症対策の徹底

- ・手指消毒、マスク者供養塔の基本的な感染症対策の実施。
- ・定期的な換気の実施。
- ・送迎の車内でも窓を開け換気を実施。

(3) 利用者及び職員の体調管理

【利用者】

- ・感染の疑いについて早期に発見できるよう、検温の実施と体調確認を行う。
- ・体調の変化を伝えることが難しい場合もあることから、注意深く観察する。

【職員】

- ・感染の疑いについて早期に発見できるよう、検温の実施と体調確認を毎日行う。
- ・無理をして出勤することのリスクを周知する。
- ・発熱等の症状が認められる場合に出勤しないことを徹底する。
- ・体調が悪いときには速やかに相談できる環境を整えていく。

(4) 衛生用品の確保と備蓄

- ・マスク、消毒剤等の在庫量や保管場所を確認しておく。
- ・感染が疑われる者への対応等で使用量が増加した場合を想定し、普段から備蓄しておく。
- ・感染が管により在庫量が減るスピードが速くなることや、依頼してから届くまで時間がかかる場合があることを考慮して、適時・適切に調達できるよう検討しておく。
- ・複数の調達ルートを確保しておく。

6 災害用備蓄の準備

- ・非常時に備え、飲料水、生活用水、利用児の特性に応じ非常食糧、衛生用品、日用品等を備蓄するとともに、備蓄品リストを作成し、6か月に一度点検する。
- ・従業者1人に対し最低3日分が目安とし、保管場所は災害被害が及ばない場所に設定する。

- 消費期限や賞味期限がある備蓄品に関しては期限切れが起きないように定期的な棚卸を行い、機嫌が近づいた非常食は平時の調理で消費して、消費した分を買い足すようにしておきましょう。

【備蓄品や災害時必要品】

分類	品名	内容	単位
食料等	飲料水（500ml 茶）	1	箱
	非常食（乾パン等）	20	食
情報機器	スマートフォン	1	台
	パソコン	3	台
	電話	2	台
	携帯充電器	1	台
照明等	懐中電灯	3	本
	電池		個
避難用具	雨具	7	枚
	傘	5	本
	防災頭巾	7	枚
	救急用品	1	セット
	車両	2	台
衣料品	服、下着	5	セット